



# 茨城県報

第 194 号

令和 3 年 (2021年) 4 月 5 日

月 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (資源循環推進課) ..... 1
- 使用料の徴収事務の委託 (障害福祉課) ..... 4
- 指定障害児通所支援事業者の指定 (2 件) (障害福祉課) ..... 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者  
の指定 (障害福祉課) ..... 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者  
の指定更新 (障害福祉課) ..... 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の  
廃止 (障害福祉課) ..... 5
- 受胎調節実地指導員の指定 (5 件) (少子化対策課) ..... 6
- 青少年に有害な興行の指定 (青少年家庭課) ..... 7
- 大規模小売店舗の変更の届出 (中小企業課) ..... 7
- 大規模小売店舗の廃止の届出 (中小企業課) ..... 8
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業課) ..... 9
- 定款変更の認可 (農村計画課) ..... 10
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 10
- 料金等の徴収事務の委託 (下水道課) ..... 11
- 土地改良事業の工事の完了 (農林事務所) ..... 11

### 公 告

- 基本測量の実施 (3 件) (用地課) ..... 11
- 基本測量の終了 (2 件) (用地課) ..... 12
- 公共測量の終了 (7 件) (用地課) ..... 12
- 都市計画の図書の縦覧 (都市計画課) ..... 14
- 道路の取消し (建築指導課) ..... 14
- 開発行為の工事完了 (2 件) (建築指導課) ..... 14

## 告 示

### 茨城県告示第396号

土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号。以下「法」という。) 第11条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によつ

て汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和 3 年 4 月 5 日

茨城県知事 大井川 和彦

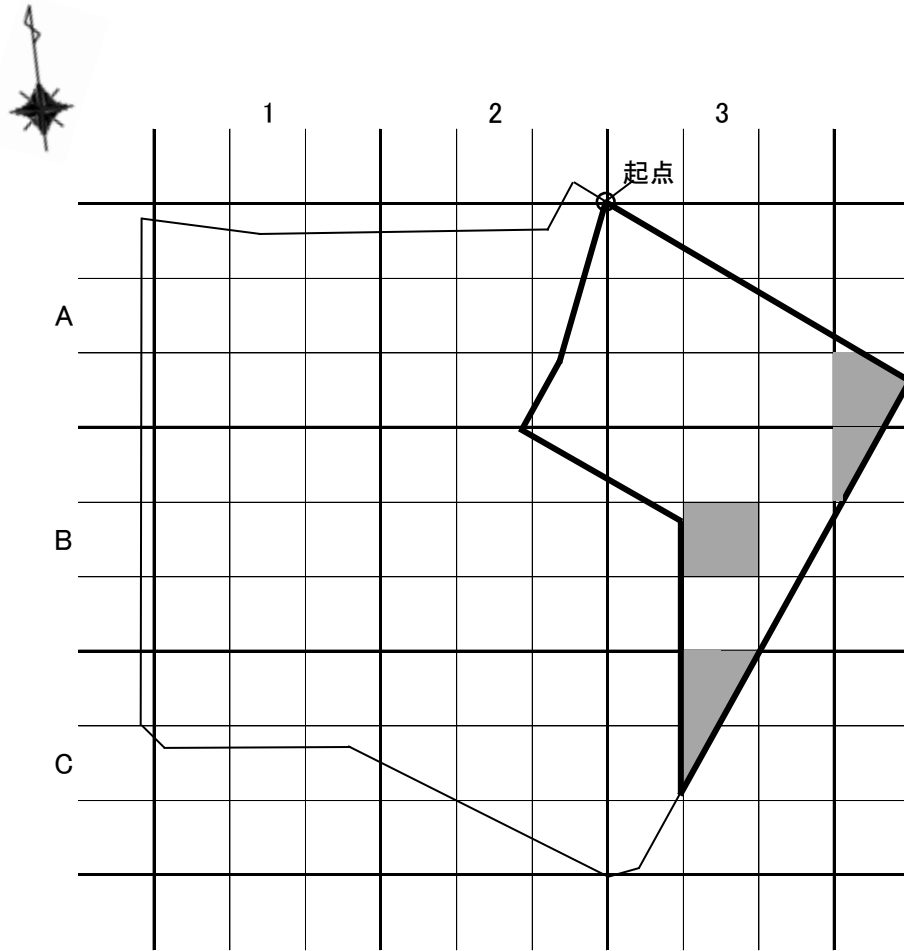
1 指定する区域

那珂市菅谷字上菅谷7001番の一部、7002番の一部（別図のとおり）

2 法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

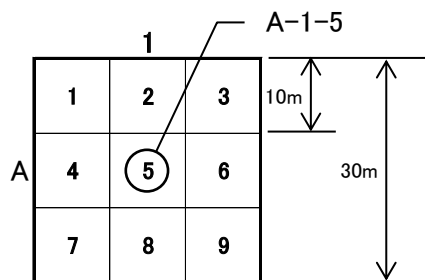
鉛及びその化合物

別図



<凡例>

- : 形質変更時要届出区域
- : 土壤汚染状況調査対象範囲



**茨城県告示第397号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり茨城県立あすなろの郷に係る使用料及び手数料の徴収事務を委託した。

令和3年4月5日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 受託者

社会福祉法人 茨城県社会福祉事業団

水戸市杉崎町1460番地

## 2 歳入又は地方税の種別

歳入

## 3 委託する公金徴収事務

茨城県立心身障害者施設診療料等徴収条例（昭和35年茨城県条例第47号）に規定する使用料及び手数料

## 4 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

## 5 徴収の方法

現金領収又は口座振込

**茨城県告示第398号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和3年4月5日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0850300021	土浦市療育支援センター	茨城県土浦市上高津1809番地	土浦市	茨城県土浦市大和町9番1号	令和3年 4月1日	保育所等訪問支援

**茨城県告示第399号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和3年4月5日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0850400326	カラフル 日赤北	茨城県古河市下山町10-2	株式会社ソレイユ	群馬県安中市松井田町行田244番地	令和3年 4月1日	放課後等デイサービス

**茨城県告示第400号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基

づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和3年4月5日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0810500124	知的障害者授産施設しろがね苑	茨城県石岡市鹿の子4丁目16番52号	社会福祉法人白銀会	茨城県石岡市鹿の子四丁目16番52号	令和3年 4月1日	自立生活援助

#### 茨城県告示第401号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和3年4月5日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新 年月日	サービ スの種 類
0812900157	神栖啓愛園	茨城県神栖市知手3653番地1	社会福祉法人神栖啓愛園	茨城県神栖市知手3653番地1	令和3年 4月1日	障害者支援施設 生活介護
0811100064	障害者支援施設かしわ学園	茨城県常総市坂手町1231-3	社会福祉法人かしわ学園	茨城県常総市坂手町1231番地3	令和3年 4月1日	障害者支援施設 生活介護
0811600071	愛の里	茨城県笠間市大橋一丁田12番地	社会福祉法人朝日会	茨城県笠間市大橋一丁田12番地	令和3年 4月1日	障害者支援施設 生活介護
0817100035	紫峰厚生園	茨城県桜川市真壁町下谷貝1595番地2	社会福祉法人紫峰会	茨城県桜川市真壁町下谷貝1595番地2	令和3年 4月1日	障害者支援施設 生活介護
0812800019	しらうめ荘	茨城県かすみがうら市中志筑2409-1	社会福祉法人川惣会	茨城県かすみがうら市中志筑2409番地1	令和3年 4月1日	障害者支援施設 生活介護
0812000149	みもり園	茨城県つくば市水守859-4	社会福祉法人にいはり福祉会	茨城県土浦市小高572-1	令和3年 4月1日	障害者支援施設
0811900422	ケアセンター輪	茨城県牛久市久野町554番	社会福祉法人銚光会	茨城県稲敷郡美浦村舟子横田3143番1	令和3年 4月1日	障害者支援施設 生活介護 短期入所
0814200036	あじさい学園寮	茨城県結城郡八千代町平塚4799-1	社会福祉法人共生社	茨城県古河市鴻巣1179	令和3年 4月1日	障害者支援施設
0812800076	しらゆり荘	茨城県かすみがうら市中志筑2409-1	社会福祉法人川惣会	茨城県かすみがうら市中志筑2409番地1	令和3年 4月1日	障害者支援施設 生活介護 就労継続支援 B型

#### 茨城県告示第402号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和3年4月5日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0812800043	障害者支援施設ほびき園	茨城県かすみがうら市牛渡5513番地1	社会福祉法人明清会	就労移行支援	令和3年3月31日

**茨城県告示第403号**

母体保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項の規定により、次の者を令和3年3月24日に受胎調節実地指導員に指定した。

令和3年4月5日

茨城県知事 大井川 和彦

氏名 川崎 温美

住所 茨城県猿島郡境町1957番地1 プルメリア103

**茨城県告示第404号**

母体保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項の規定により、次の者を令和3年3月24日に受胎調節実地指導員に指定した。

令和3年4月5日

茨城県知事 大井川 和彦

氏名 鈴木 由貴

住所 茨城県水戸市内原町1071番地の1 ブラウンコーポ201号

**茨城県告示第405号**

母体保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項の規定により、次の者を令和3年3月24日に受胎調節実地指導員に指定した。

令和3年4月5日

茨城県知事 大井川 和彦

氏名 佐々木 琳佳

住所 茨城県水戸市内原町1533番地

**茨城県告示第406号**

母体保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項の規定により、次の者を令和3年3月24日に受胎調節実地指導員に指定した。

令和3年4月5日

茨城県知事 大井川 和彦

氏名 吉田 奈々

住所 茨城県水戸市石川3丁目4144番地の8 アルブルK・401号

## 茨城県告示第407号

母体保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項の規定により、次の者を令和3年3月26日に受胎調節実地指導員に指定した。

令和3年4月5日

茨城県知事 大井川 和彦

氏名 羽鳥 裕美

住所 茨城県水戸市千波町2051番地の5 クレアーージュA棟202号

## 茨城県告示第408号

茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）第15条第1項の規定に基づき、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

令和3年4月5日

茨城県知事 大井川 和彦

指定番号	種類	題名	配給会社
3553	映画	発情！十三人の淫女	新東宝映画
3554	映画	ジュ・テーム・モワ・ノン・プリュ [4Kデジタル・リマスター版] (原題) JE T' AIME MOI NON PLUS	セテラ・インターナショナル (フランス)

## 茨城県告示第409号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和3年4月5日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) DCM株式会社

代表取締役 石黒 靖規

東京都品川区南大井六丁目22番7号

## (2) 大和情報サービス株式会社

代表取締役 藤田 勝幸

東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

## (3) 太田商事株式会社

代表取締役 太田 豊子

神栖市大野原四丁目4番37号

## 2 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMホームマック神栖店

神栖市大野原四丁目474番地14 外

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 神栖市大野原四丁目474番10 外

(変更後) 神栖市大野原四丁目474番地14 外

イ 大規模小売店舗を設置する者の住所

大和情報サービス株式会社

(変更前) 東京都台東区上野七丁目14番4号

(変更後) 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

(3) 変更の年月日

令和3年3月1日 外

(4) 変更する理由

ア 所在地錯誤のため

イ 住所変更のため

ウ DCMグループによる事業統合で、名称及び住所に変更が生じたため

3 届出年月日

令和3年3月19日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第410号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による大規模小売店舗の廃止の届出について、同条第6項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和3年4月5日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

茨城交通株式会社

代表取締役 任田 正史

(2) 住所

水戸市袴塚三丁目5番36号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ上水戸店

水戸市上水戸3丁目3146番地の1 外

(2) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

2,272㎡



(3) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0 m<sup>2</sup>

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日

平成31年4月15日

3 届出年月日

令和3年3月24日

### 茨城県告示第411号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和3年4月5日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 氏名

瀧 喜一

(2) 住所

土浦市神立中央三丁目5番11号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 水戸市上水戸複合店舗新築工事

水戸市上水戸三丁目3143番2 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階	横山 英昭

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

令和3年11月25日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,546m<sup>2</sup>

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 105台

イ 駐輪場の収容台数 42台

ウ 荷さばき施設の面積 76.5m<sup>2</sup>

エ 廃棄物等の保管施設の容量 13.5m<sup>3</sup>

(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前9時

(閉店時刻) 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時30分～午後10時30分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

4 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 9 時

3 届出年月日

令和 3 年 3 月24日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

#### 茨城県告示第412号

霞ヶ浦用水土地改良区から令和 3 年 3 月16日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により令和 3 年 3 月29日認可した。

令和 3 年 4 月 5 日

茨城県知事 大井川 和彦

#### 茨城県告示第413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和 3 年 4 月 5 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 4 月 5 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 道路の種類 県道

2 路線名 美浦栄線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘 要
		メートル	メートル	
牛久市島田町字島田160番 1 地先から 龍ヶ崎市半田町字土手下1828番 1 地先まで	(A)	最大 16.9 最小 4.0	3,406	
龍ヶ崎市八代町字尾坪台3480番地先から 龍ヶ崎市八代町字稲塚3879番地先まで	旧 (B)	最大 233.4 最小 20.7	1,100	
龍ヶ崎市八代町字向原3474番地先から 龍ヶ崎白羽 1 丁目 1 番 1 地先まで	(C)	最大 60.0 最小 18.0	300	

牛久市島田町字島田160番1地先から 龍ヶ崎市半田町字土手下1828番1地先まで	(A)	最大 最小	16.9 4.0	3,406	バイパスの一部 追加
龍ヶ崎市八代町字尾坪台3480番地先から 龍ヶ崎市八代町字稲塚3879番地先まで	(B)	最大 最小	233.4 20.7	1,100	
龍ヶ崎市八代町字向原3474番地先から 龍ヶ崎白羽1丁目1番1地先まで	(C)	最大 最小	60.0 18.0	300	
牛久市島田町字島田326番地先から 龍ヶ崎市大塚町字中台12番2地先まで	(D)	最大 最小	157.8 25.8	380	

## 茨城県告示第414号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、次のとおり料金等の徴収事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和3年4月5日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 委託先

茨城県神栖市大野原4-7-1  
鹿島都市開発株式会社

## 2 徴収事務を委託する料金等

- (1) 茨城県鹿島臨海都市計画下水道条例（昭和45年茨城県条例第36号）第14条に規定する料金
- (2) 茨城県と条例に基づき下水道の使用の承認を受けた者として締結する「鹿島臨海都市計画下水道の使用に関する契約書」第2条第2項に規定する違約金

## 3 委託期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

## 茨城県告示第415号

令和元年9月25日付け中央農土指令第5号をもって認可した、那珂湊第一土地改良区が行う農業生産基盤整備事業（一般地帯型）柳沢部田野地区については、令和2年4月30日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

令和3年4月5日

茨城県農林事務所長 高野 充

---

公 告

---

## ●基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年4月5日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 測量計画機関 国土交通省 国土地理院  
 2 作業種類 基本測量 (超長基線測量)  
 3 作業期間 令和 3 年 4 月 1 日から  
 令和 4 年 3 月 31 日まで  
 4 作業地域 石岡市

- 1 測量計画機関 国土交通省 国土地理院  
 2 作業種類 基本測量 (オルソ作成)  
 3 作業期間 令和 3 年 4 月 26 日から  
 令和 4 年 3 月 31 日まで  
 4 作業地域 日立市、常陸太田市、ひたちなか市、那珂市、東海村

- 1 測量計画機関 国土交通省 国土地理院  
 2 作業種類 基本測量 (空中写真撮影・オルソ作成)  
 3 作業期間 令和 3 年 4 月 26 日から  
 令和 4 年 3 月 31 日まで  
 4 作業地域 古河市、結城市、下妻市、常総市、取手市、つくば市、守谷市、筑西市、坂東市、桜川市、  
 つくばみらい市、八千代町、五霞町、境町

#### ●基本測量の終了

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 4 条の規定に基づく基本測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 3 年 4 月 5 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 測量計画機関 国土交通省 国土地理院  
 2 作業種類 基本測量 (河川事業に伴う水準測量)  
 3 作業終了日 令和 3 年 2 月 28 日  
 4 作業地域 古河市、猿島郡境町

- 1 測量計画機関 国土交通省 国土地理院  
 2 作業種類 基本測量 (航空レーザ測量による高精度標高データ整備)  
 3 作業終了日 令和 3 年 3 月 18 日  
 4 作業地域 北茨城市

#### ●公共測量の終了

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 5 条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法

第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 3 年 4 月 5 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 測量計画機関 国土交通省 関東地方整備局 利根川下流河川事務所
- 2 作業種類 公共測量 (基準点測量)
- 3 作業終了日 令和 3 年 2 月 24 日
- 4 作業地域 利根川左岸 1 k ~ 18 k (8 箇所)  
神栖市波崎から神栖市太田まで

- 
- 1 測量計画機関 国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦導水工事事務所
  - 2 作業種類 公共測量 (カラーデジタル撮影及び数値図化)
  - 3 作業終了日 令和 3 年 2 月 28 日
  - 4 作業地域 水戸市、石岡市、かすみがうら市、土浦市、稲敷市

- 
- 1 測量計画機関 国土交通省 関東地方整備局 宇都宮国道事務所
  - 2 作業種類 公共測量 (基準点測量)
  - 3 作業終了日 令和 3 年 2 月 25 日
  - 4 作業地域 猿島郡五霞町 (一部)

- 
- 1 測量計画機関 鉾田市
  - 2 作業種類 公共測量 (空中写真撮影)
  - 3 作業終了日 令和 3 年 2 月 26 日
  - 4 作業地域 鉾田市全域

- 
- 1 測量計画機関 国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦導水工事事務所
  - 2 作業種類 公共測量 (数値撮影 (デジタル)、数値地形図修正)
  - 3 作業終了日 令和 3 年 3 月 19 日
  - 4 作業地域 水戸市渡里町地先から石岡市三村地先まで

- 
- 1 測量計画機関 ひたちなか市
  - 2 作業種類 公共測量 (写真地図 レベル1000)
  - 3 作業終了日 令和 3 年 3 月 15 日
  - 4 作業地域 ひたちなか市全域

- 
- 1 測量計画機関 東海村
  - 2 作業種類 公共測量 (写真地図レベル1000、地上画素寸法12.5cm)
  - 3 作業終了日 令和 3 年 3 月 24 日

## 4 作 業 地 域 東海村全域

## ●都市計画の図書の縦覧

鹿島臨海都市計画ごみ焼却場の変更に伴い、神栖市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和3年4月5日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 都市計画の種類

ごみ焼却場4号 新可燃ごみ焼却場

## 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## ●道路の取消し

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路の指定を取り消したので、公告する。

令和3年4月5日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1. 取消しする道路の種類：第42条第2項の規定による指定に係る道路

## 2. 指定取消しの年月日：令和3年3月25日

## 3. 取消しする指定道路の位置：結城市大字上山川字北瀬戸1930番6

## 4. 取消しする指定道路の延長及び幅員

延長 18.59メートル

幅員 2.72～2.74メートル

## ●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年4月5日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡八千代町大字蒔田字矢作128番8

## 2 事業主の住所及び氏名

結城郡八千代町大字蒔田128番地1

高木大輔

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡五霞町大字新幸谷字石畑782番1

## 2 事業主の住所及び氏名

埼玉県久喜市南栗橋 1 丁目 8 番地13 アテネB201

松 本 竜

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行)  
(休日の場合は繰下発行)

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)